

意見提出者	特定非営利活動法人 日本オンラインドラッグ協会
-------	-------------------------

1. 項目	医薬品のインターネットを含む通信販売規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2006年の改正薬事法に基づく改正薬事法施行規則が2009年2月6日に公布されましたが、この改正により、今まで認められていた郵便その他の方法（郵便、カタログ、ちらし、インターネット等）を通じた医薬品の販売については、2009年6月1日より第3類医薬品を除いて販売禁止となっています。ただし、経過措置として平成23年5月31日までの間は、①薬局及び店舗がない離島の居住者に対して販売する場合、②改正省令の施行前に購入した医薬品を改正省令の施行時に現に継続して使用していると認められる者に対して同一の薬局又は店舗が同一の医薬品を販売する場合に限って、第2類医薬品等の郵便等販売が可能となっています。</p> <p>（1）2009年6月以降、インターネットで通信販売を行っていた薬局等のもとに、消費者から通信販売継続を求める声が、当協会あてに多数届いています。特に、外出困難な方をはじめとして自分にあつた医薬品を購入できないことで健康の不安を感じている方が多く、国民の健康維持に観点から問題が生じます。</p> <p>（2）また、薬局等にとっては、2009年6月の医薬品売上は前月比62%も減少し、2300人もの方に対して販売をお断りし、以後1年以上にわたり、のべ28000人もの方へ販売を断り続け、省令施行後1年以上たった今でも1日100人前後の方へ販売を断らざるを得ないという事例が生じるなど、企業経営に甚大な影響を及ぼしています。特に重要な販路を奪われてしまった中小の薬局等にとっては事実上経営が成り立たなくなるほどの影響が生じています。</p> <p>（3）医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者にも多数寄せられており、インターネットモール事業者による販売継続を求める署名も150万を越えたと発表されています。また、「ハトミミ」に寄せられた第1回集中受付月間（本年1月18日～2月17日受付）の意見のうち約4割が、本件に関するものでした。こうした事態からは、規制導入の決定過程で国民的な議論が不足していたのではないかとこの疑念が拭えません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>薬事法第36条の5及び第36条の6</p> <p>薬事法施行規則第15条の4（第142条において準用する場合を含む。）、第159条の14、第159条の15及び第159条の16</p> <p>薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条</p> <p>薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>医薬品通信販売の再開は、国民の医薬品購入経路の選択肢を広げ、ひいては国民の健康維持向上につながることから、医薬品についても情報通信技術を活用した通信販売が早急に再開となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきです。</p> <p>国民が自らの健康維持を行うためには、個々人によって異なる健康状態や環境に細かく応えられる供給体制が必要であり、情報通信技術を活用した</p>

	<p>医薬品通信販売は、その実現に貢献することは明らかです。また、中小企業が情報通信技術を活用し、あらたな事業活路を見出すことは、結果的に日本経済の底上げにつながるため、日本の国際競争力確保の観点からも、情報通信技術を活用した方向性を、政府主導にて推し進めることを期待します。</p>
--	--